（法第二十七条の二第四項の国土交通省令で定める者）

第三十四条　法第二十七条の二第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　地域旅客運送サービス継続事業に係る路線等において運送を実施している者

二　当該路線等において運送を実施させようとする者

三　（略）

（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請）

第三十五条　（略）

2　前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（認定を要しない地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更）

第三十六条の二　法第二十七条の三第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の二第二項第一号から第三号まで又は第五号から第八号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二　（略）

2　（略）

第十節　貨客運送効率化事業

（貨客運送効率化実施計画の認定の申請）

第三十六条の七　（略）

2　前項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条の八　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の五の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者）

第三十四条　法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む者

二　当該路線等における運送を実施させようとする者

三　（略）

（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請）

第三十五条　（略）

2　前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（認定を要しない地域旅客運送サービス継続実施計画の軽微な変更）

第三十六条の二　法第二十七条の三第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の二第二項第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域旅客運送サービス継続事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二　（略）

2　（略）

第八節　貨客運送効率化事業

（貨客運送効率化実施計画の認定の申請）

第三十六条の七　（略）

2　前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（貨客運送効率化実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条の八　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）